

熊本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2021

1 目的

熊本市建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標達成に向け、緊急かつ計画的に住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知並びに経済的負担の軽減を図るとともに建築関係事業者等の技術力向上を図ることが重要である。

このため、熊本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を定め、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取り組みの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画第4章「今後の施策と取り組み」に基づき策定する。

3 令和3年度（2021年度）の計画

3-1 取組内容

（1）経済的負担の軽減

- ・戸建木造住宅耐震診断士派遣事業

事業対象となる戸建木造住宅に市が耐震診断士を派遣し、少額な個人負担で、耐震診断を実施するもの。

- ・戸建木造住宅耐震改修事業

前述の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、補強計画設計、耐震改修工事、設計改修一括、建替え設計工事一括を行う住宅所有者等や耐震シェルターの設置を行う住宅所有者等に対して補助を行うもの。

（2）耐震化を促進する取組

取組① 住宅所有者等に対する直接的な意識啓発・制度周知

- ・市内全ての住宅所有者宛にダイレクトメール（固定資産税の納税通知書を活用等）の送付を行う。

取組② 診断士派遣事業により耐震性不足となった申請者に対する耐震化への誘導

- ・耐震診断結果報告時に耐震改修等に関する丁寧な説明。
- ・補助事業の利用状況を勘案し、耐震診断後一定期間を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、ダイレクトメールによるアンケート調査を行い、今後の改修予定等の意向や、改修の未実施理由等を確認するとともに、耐震改修を促す。またアンケート結果の活用により、今後の需要を把握するなどし、計画的な事業実施に努める。

取組③ 建築関係事業者等の技術向上と、建築関係事業者等への接触が容易となる取り組み

- ・県や関係機関と連携した、耐震改修に関する技術講習会を年1回以上開催。
- ・耐震診断士の一覧表の作成、公表。
- ・耐震診断士向けの耐震診断・改修時の注意点をまとめた資料をホームページに掲載。

取組④ その他の普及啓発

- ・市政だより及び市ホームページ掲載による意識啓発・制度周知。
- ・県と連携して新聞、テレビ広告での制度周知。
- ・市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施。
- ・耐震化に関するチラシ等の作成・配布。

3-2 令和3年度（2021年度）の耐震化支援の目標

対象	事業内容	目標
戸建木造住宅	耐震診断（一般診断）	167戸
	補強計画設計	5戸
	耐震改修工事	4戸
	設計改修工事一括	93戸
	建替え設計工事一括	15戸
	耐震シェルター工事	2戸

4 前年度（令和2年度（2020年度））実績の自己評価

4-1 実績

（1）財政的支援の実績

対象	事業内容	実績
戸建木造住宅	耐震診断（一般診断）	272戸
	補強計画設計	12戸
	耐震改修工事	7戸
	設計改修工事一括	114戸
	建替え設計工事一括	11戸
	耐震シェルター工事	0戸

※熊本地震による遡及補助含む
※年度内に完了した件数（前年度繰越含む）

（2）耐震化を促進する取組の実績

- ・市政だより及び市ホームページに支援制度の情報を掲載した。
- ・自治会回覧にて、支援制度の周知をおこなった。
- ・民間広報誌に支援制度の情報を掲載した。
- ・耐震診断士との耐震化の取り組みに関する意見交換会を実施した。

4-2 達成状況、検証

平成28年（2016年）熊本地震を経験したことから市民の住まいに関する意識は高く、補助事業の利用は多い状況が続いている。しかし、発災から丸5年を迎え、恒久的な住まいの確保が進んでいることから徐々に件数は減ってきており、高まった耐震化への意識を今後も継続させるため、分かりやすい情報提供や継続的な普及啓発活動を行う必要がある。